

岩手県告示第205号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく次の区域に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定を廃止する。

平成26年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 住吉町急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
釜石市	釜石	第9地割	144番1	標柱1号から3号まで
			144番81	標柱4号
			143番2	標柱5号
			143番1	標柱6号
		第11地割	6番2	標柱7号
			14番1	標柱8号及び9号